公開・非公開の別

■公 開 □部分公開

□ 非公開

## 浜松市基地対策協議会代表委員会会議録

1 開催日時 令和3年7月8日(木) 午後2時00分から午後2時50分

2 開催場所 浜松市役所本館8階 全員協議会室

3 出席状況 代表委員等 22人(会長、副会長2人 計3人含む)

鈴木 康友(会長) 和久田 哲男(副会長) 鈴木 伸幸(副会長)

井田 博康 松本 康夫 波多野 亘 稲葉 大輔 加茂 俊武 花井 和夫 戸田 誠 倉田 清一 鈴木 育男 平間 良明 斉藤 晴明 岩田 邦泰 湖東 秀隆 関 イチロー 遠山 将吾 山崎 とし子 小黒 啓子 鈴木 恵

奥家 章夫(市民部長)

関係課長等 5人

道路企画課 小出課長 南土木整備事務所 池谷所長 幼児教育・保育課 井川担当課長 教育施設課 山本課長

消防局警防課 坂口課長

 南関東防衛局
 5人

 航空幕僚監部
 2人

 自衛隊浜松基地
 2人

事務局(市民生活課) 6人 佐藤課長 藤原課長補佐 松本市民安全グループ長 市民安全グループ員(新村、田中、古根村)

- 4 傍聴者 一般 2 人 報道機関 2 社 (中日新聞、静岡新聞)
- 5 議事内容 (1) 令和2年度 基地周辺整備事業(実績)について
  - (2) 令和3年度 基地周辺整備事業 (予定) について
  - (3) 第41教育飛行隊の浜松基地への移動について
- 6 会議録作成者 市民生活課市民安全グループ 古根村

7 記録の方法 発言者の要点記録録音の有無 有

## 8 会議記録

代表委員、他の発言は次のとおり

会長(市長) 開会挨拶

会長(市長) はじめに議題1の「令和2年度 基地周辺整備事業(実績)」について、事務局から説明して下さい。

事務局(補佐) 議題1の「令和2年度 基地周辺整備事業(実績)」についての概 要説明

会長(市長) ただ今の説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

(質問・意見なし)

会長(市長) 実績につきましては、ご了承いただいたものといたします。 それでは次に、議題2の「令和3年度 基地周辺整備事業(予定)」 について、事務局から説明して下さい。

事務局(補佐) 議題2の「令和3年度 基地周辺整備事業(予定)」について概要 説明

会長(市長) ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

松本委員 資料の2-1の基地周辺整備事業の予定の中で、3にあたります第 9条関係について泉和合線業務委託ということで予算措置されていま すが、具体的にどの場所を指しているのか教えていただけますか。

会長(市長) 南土木整備事務所、お願いします。

南土木整備事務所 基地の南側に航空自衛隊の浜松広報館がございます。そこの交差点が、大型バス等が非常に入りにくい交差点となっておりますので、改良のための測量や設計をさせていただきます。

具体的には、路線測量、交通量調査、交差点の設計、それに係る土 質調査を予定しています。

松本委員 南側の交差点、広報館の沿線というのは車の交通量や、広報館に行

くお客さんが非常に多く危険です。横断歩道や歩道がなく、自転車等 も通れません。

車がかなりスピードを出すような道になっているものですから、歩行者が歩くのには非常に困難であると思います。横断歩道については、今回の事業に含まれているかとは思いますが、併せて歩道の確保ということもお考えになっていただいたうえで、設計を考えていただければと思います。

南土木整備事務所 検討させていただきます。

会長(市長) 予定につきましては、ご了承いただいたものといたします。

次に、第 41 教育飛行隊の浜松基地への移動について、防衛省南関 東防衛局から現状を報告していただきたいと思います。

南関東防衛局 「第41教育飛行隊の浜松基地への移動」について

これまでご説明してきたとおり、航空自衛隊第 41 教育飛行隊の浜 松基地への移動については、移動の時期を令和3年度中としています。

現在、浜松基地において、第 41 教育飛行隊の移動に必要となる駐機場、整備格納庫、各整備場の工事を実施しており、本年7月末に工事が完了する見込みとなっています。この工事が予定通りに完了すれば、その後、所要の準備・手続きを経て移動してくるということになります。

そのため、今日の時点で、何月何日とお伝え出来ませんが、今後、 移動の時期が具体的になった段階で改めてお知らせしたいと考えてお ります。

「浜松市からの要請に対する対応状況」について

第41教育飛行隊の移動に際しては、浜松市長から航空機の安全管理や騒音対策等についてご要請をいただいておりますので、主な対応 状況について説明いたします。

・「安全管理について」

これまでも航空自衛隊におきましては、安全飛行についての教育を 実施し、高い安全意識を常に保持させるよう徹底しております。引き 続き、航空機の事故防止のため、安全管理の徹底を図ってまいります。

「騒音対策について」

第 41 教育飛行隊が美保基地で行っている訓練は、大体月 650 回ほどの離着陸回数としておりますが、浜松基地への移動に当たっては、周辺住民の方々への影響をできる限り抑えようということで、航空自衛隊において、離着陸回数の軽減を検討してまいりました。

その結果、他の飛行場へ行って実施する訓練、あるいは教育のカリ キュラムを見直すことにより、おおよその数字ですが、月約 650 回を 100回程度抑えられる見込みとなりました。

現在、浜松基地にいる航空機の飛行は継続しますので、全体として もできるだけ影響を抑えられるよう、今後とも対応してまいりたいと 考えております。

また、騒音対策としまして、住宅防音工事をさせていただいています。令和3年度の予算につきましては、昨年度から約1億8000万円増額して、約8億8000万円を確保しております。引き続き予算確保に努めてまいりたいと考えております。

学校等の防音工事につきましては、先ほど浜松市からも説明がございましたように、高台中学校の空調機器の復旧工事などの対応をしております。引き続きご要望を伺いながら対応していきたいと思っております。

## ・「生活環境整備について」

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、この交付金を活用して、道路の整備等にご利用いただいております。航空機部隊の移動、あるいは施設の整備といった状況を踏まえ、引き続き対応していきたいと考えております。

防衛省としましても、浜松基地における航空機の飛行の安全確保を引き続き図り、周辺住民の皆様へ最大限の配慮をし、努力してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いします。

会長 (市長)

ただいまの質問に関しまして、ご質問・ご意見等ございましたらお 願いいたします。

小黒委員

今のお話の中の2番目、生活環境に支障をきたさないように騒音対策に最大限の配慮をする。この中で離着陸回数を、月 650 回から 100 回程度減らすことができるというお話がありました。昨年の代表委員会で、シミュレーターを使って回数を減らすということについてはできなくなりました、というお話がありました。ここにシミュレーターを活用した訓練とありますが、それとは別のことなのか、シミュレーターを使って、回数を減らすということもできるようになったのか、前回のところを踏まえて、お話をしていただきたいと思います。

2点目は、住宅の防音工事についてです。予算を大幅に増やしていただいて、8億8000万円を確保していただくということでしたが、申請をしたけれども、まだ実施していただけていない待機の世帯があると思います。待機世帯がどのくらいで、その対象についてどういう検討をされているのか。回答をお願いいたします。

会長(市長) それでは、南関東防衛局からお願いいたします。

南関東防衛局

昨年、シミュレーターを使って離着陸回数を減らすということは、なかなか難しいというお話をさせていただいております。これは、移動してくる T-400 という航空機についてはその通りであります。決まっている規定を削れないということがございましたので、そのような説明をさせていただきました。現在、T-4 という航空機がございますが、そちらの一部分についてはシミュレーターの活用が検討されています。

航空幕僚監部

シミュレーターにつきましては、先ほど説明があった通り、T-400ではなくT-4のシミュレーターを活用します。浜松の負担軽減のため、離着陸回数を減らせないかということを、我々の方も考えまして、T-4の訓練をシミュレーターに代替して、実機での離着陸回数を減らすという方向で考えております。そういったところも考慮して、合計月100回程度、時期によって若干変動するとは思いますが、減らせるのではないかと見込んでおります。

南関東防衛局

住宅防音の待機世帯の関係ですが、今年の5月末の時点で、約600世帯の方々が工事の希望をされて、お待ちいただいているという状況でございます。現在、年間百数十件程度を執行できる予算になっておりますので、約600世帯というところから考えれば、今後4年程度で今希望されている方々には行き着くと思っております。

小黒委員

600 世帯になっていて、年間 100 件実施して 4 年程度とのことですが、 4 年もかかる、という認識を持っていただきたいです。予算をしっかり確保して下さい。

先月 28 日に宮崎県の新田原基地の訴訟について、宮崎地裁で判決が出ました。夜間と早朝の訓練について離着陸回数軽減や、様々な人的被害について判決が出ています。国へ総額で 1 億 2000 万円賠償しなさいという判決も下りています。

米軍等との共用ではなく、航空自衛隊単体の基地の中での訴訟ということで、浜松基地も同じような状況が言えます。この判決は、住民の生活妨害や睡眠障害、健康被害といったことについては十分検討してください、という内容になると思いますが、防音工事のことについても触れています。

基地が無くなることが一番ですが、現実的ではありません。第一種の地域についてはしっかりと手を打ってくださっていると思いますが、防音工事をすることによって、多少の音は防げるけれども、十分ではありません。待機されている 600 世帯の対応を早急に実施すること、防音工事の予算を大幅に確保することをお願いいたします。

また、市から要望が出ています、一番大事な安全管理に関しまして、2019年に三沢基地で T-4 のトラブルがあり、全国に配備されている全ての T-4 について総点検が行われました。浜松基地での点検の状況について教えてください。

会長(市長) 浜松基地、ご回答をお願いいたします。

小黒委員

航空幕僚監部

浜松基地 現在、浜松基地で飛んでいる飛行機に関しましては全機点検を終え、 安全性を確保した上で飛行を実施しているという状況です。

小黒委員 全ての機は絶対大丈夫というところで、チェックをしていただいた ということでいいですね。

浜松基地 はい、チェックをしました。安全性を確保した上で、飛行訓練を行っております。

浜松基地は市街地の中にあります。ボルトー本落ちても重大事故となりますので、安全点検の確認と、操縦の訓練の強化をしていただいて、事故が起きないという状態をお願いします。

T-400 の移動に関して、非常に時期が曖昧でした。はっきり何時というお話がありませんでしたが、去年も予算が確保できず、駐機場や格納庫の工事が実施できないといった内容で延期されています。美保基地で T-400 の訓練が通常通り行われているのであれば、浜松基地に移動する必要はないのではないかと思います。

時期について、今お伝えできないのは非常に申し訳ないのですが、 秋以降のタイミングでの移動を考えております。

準備は、着々と行っておりますが、公表するための準備等がありますので、この場ではお伝えできません。皆様にお伝えできるように、 準備を引き続き実施していきますので、ご理解いただければと思います。

会長(市長) 小黒委員、他に質問はよろしいですか。

小黒委員教育飛行隊については、結構です。

会長(市長) 他にご質問・ご意見ございますか。

松本委員 私も地元に住んでいまして、防音工事については、要望が非常に多 くあります。最近は、見る限りでは大分進んできているように思いま すが、その工事に手間がかかります。防音工事は、対応可能な業者も 少ないと伺っています。3年4年ではなくて、もっと前倒しで、一刻 も早く工事を出来るような形で実施していただきたいです。

また、住んでいる場所によっては、区域外でも音を感じたり騒音を 感じたりしますので、騒音測定や防音の区域外についての防音工事に ついても、今一度検討して下さい。

会長(市長) ご回答の方、お願いします。

南関東防衛局

まず、住宅防音工事につきましては、予算を少しずつ増額していますが、まだお待ちいただいている状況です。少しでも早く対応できるよう、引き続き実施していきたいと考えております。

次に、騒音測定ですが、現在、浜松基地の周辺4ヶ所に測定器を設置させていただいております。第一種区域の中に2ヶ所、その外側に2ヶ所設置し、第41教育飛行隊の移動前の騒音状況を把握しているところです。移動後も騒音状況をよくつかみながら、区域外での騒音の程度等を把握していきたいと考えます。

松本委員

ぜひご検討いただきたいと思います。自衛隊自体が、国土の防衛を含めて、災害や震災というご支援も非常に大きな意義を持っていると私は思っております。ただ住民の感情は違う部分もあるものですから、ぜひとも検討していただいて、要望に対応していただきたいと思います。以上です。

会長(市長) 他にご質問・ご意見ございますか。

湖東委員

今回の第 41 教育隊の移動により、航空エリア・教育エリア、飛行エリアというもののゾーニングが一回り大きく拡大するのでしょうか。あるいは、今までやってきたエリアの中での教育隊の飛行訓練になるのか、そこを確認したいです。

会長(市長) 回答をお願いします。

浜松基地 現状におきましては、現在使用している区域を使用しての訓練を行 います。

湖東委員 AWACS (エーワックス)等の飛行範囲が最近ちょっと広がったのかな、という疑問が出ています。今後は、さらにこういった疑問等が出てくると思います。

色々な部分で変更されるときは、しっかりと事前にお伝えいただけ

ればと思います。よろしくお願いします。

小黒委員

航空自衛隊浜松基地のホームページには、日にちごとに音の具合や、 騒音発生回数等が、Lden (エルデン)表記と WECPNL (ダブリュー イーシーピーエヌエル)表記で書かれています。

Lden というのは、環境基準値が 62 だと思うのですが、うるささ指数で出していたときよりも、Lden で出しているときの方が低く抑えられているような気がします。これは科学的に、W で出そうと Lden で出そうと同じような内容になってくるという見方でいいのでしょうか。

会長 (市長)

ご回答をお願いします。

南関東防衛局

表記されている数字を見ると Lden の方が低いので、おっしゃられるように、甘くなっている、といった感覚はあるかもしれません。Lden と WECPNL との違いということですが、例えば Lden の場合は滑走路や誘導路などの地上音も考慮するとか、騒音の継続時間の取り方が異なるというような細部の違いはありますが、基本的には変わりません。

小黒委員

先ほどから、音のことが話に出ていますが、私からも再三申し上げましたけれども、ぜひそこに住んでいる人の気持ちになって対応を考えて下さい。

会長 (市長)

他にご質問・ご意見ございませんか。 この件につきましては、ご了承いただいたものとします。 その他何かございましたら、お願いいたします。

小黒委員

今国会の最終盤で、土地利用規制法が通りました。この土地利用規制法のことですが、なかなか理解が難しく、国会審議でも細かいところまで明確になりませんでした。

航空自衛隊浜松基地周辺1キロ範囲を注視区域と定められた場合、 周辺の区域内の住民に対してはどのような影響が出るのか教えてくだ さい。

会長 (市長)

ご回答をお願いします。

南関東防衛局

いわゆる重要土地等調査法につきましては、内閣官房の所管となっておりますので、私どもが承知している範囲でお答えをしたいと思います。

本法では、概ね重要施設の敷地の周囲、約1キロを注視区域等に指定するということになっておりますので、施設の外側から1キロの範囲と認識しておりますが、個別の指定に関しましては、審議会といったものを設置し、決定されると承知しています。いずれにしても、具体的な区域の指定等に当たっては、現地の自治体のご理解とご協力も当然重要だと思います。

本法による規制の元々の背景としては、防衛施設に限らず、例えば 山間部の水源になるような場所の近くでも、外国資本による土地取得 が見られたためであると認識しています。

小黒委員

周囲1キロを調べてみました。航空自衛隊浜松基地からの周囲1キロを調べて赤線で囲むと、高丘は大半が、西山、伊左地、湖東、それから泉町等も大半が入ります。皆さんの土地の利用の状況等の調査をされるということですが、どういうことで調査をされるのかわかりません。これから政令で出てくるということですが、国会の中でもはっきりしないので、地域住民の方に、この法律が通ってどうなるのか聞かれても答えられない状況です。

文書で結構ですので、答えをください。この内容については、機能 阻害行為のようなことが起きると罰則があります。その機能阻害行為 というのは何かもわかりません。一人一人を監視するような、個人の プライバシー権や、生きていく権利そのものが脅かされるようなこと では困りますので、回答をお願いします。

南関東防衛局

今現在の生活が、急に機能阻害にあたるとは思っておりませんが、 ご懸念のところもあると思いますので、勉強させていただきます。

会長 (市長)

後日お願いいたします。

小黒委員

自治会に自衛隊員募集のチラシが回ってきます。自治体に対しては、 自衛隊法で自衛隊の募集について協力をしなさいと謳われていますが、 このチラシについては、各自治会に依頼し、自治会長の了承のうえで 回覧されているのか、自衛隊法に関連してやっているのか、どういう 形で自治会での回覧がされているのでしょうか。

会長 (市長)

ご回答お願いします。

浜松基地

浜松基地第一航空団監理部長の前田の方からお答えさせていただきます。今のご質問ですが、募集の回覧などに関しましては、各自治会長の許可を得た上で行っております。

小黒委員

自治会長が会議にかけて、了承のうえでチラシを配っているかは、 確認をしてみないとわかりませんが、あっという間に流れてきますの で、恐らく会議に関係なく、配付しているのではないかと思います。

自衛官の募集はがきを作るため、18歳になる市民のデータを、昨年から浜松市から自衛隊に電子媒体で渡しています。このはがきでは、自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生の3つの募集について記載があるのですが、その前の年は、防衛大学の学生の募集も入っていました。

自衛隊法で協力してください、と言っている内容は自衛隊員の募集であって、学生の募集ではないということから学生を募集するという部分は今年から除かれたのですが、自治会の回覧の中には、まだ記載されています。整合性を持たせる必要があると思いますので、正確な内容で回覧していただくということと、自治会長にその後の手続きについてのお話もしていただいたうえで、回覧をすることを検討して下さい。

会長(市長) 浜松基地からお願いします。

浜松基地 ご指摘いただいたことにつきましては、検討させていただきたいと 思っております。

会長(市長) その他ご質問・ご意見ございますか。よろしいですか。 それでは、議題については以上で終了となります。防衛省につきま しては、他に何かございますか。

南関東防衛局特にありません。

会長(市長) それでは、以上をもちまして、本日の会議を、終了させていただき ます。ご協力いただき、ありがとうございました。